

火災から命を守るために

住宅用火災警報器の設置が義務化されました



写真提供 東京消防庁



■義務化の理由

近年日本では、住宅火災による焼死者が年間1000人を超えていて、この状況は10年以上続いています。また住宅火災で亡くなられた人のうち、約7割の人が「逃げおくれ」が理由で命を落としており、この「逃げおくれ」が多い理由として、夜間就寝中の火災発生が多いことが挙げられています。

住宅火災から大切な命を守るために、島田市・北榛原地区衛生消防組合は火災予防条例を改正し、新築住宅は「平成18年6月1日」から、既存住宅については、「平成21年6月1日」から町内すべての住宅において火災警報器の取り付けを義務づけました。これは国の消防法が改正されたため、全国一律に火災警報器の設置が行われるものです。

この夜間就寝中の火災で亡くなった人たちの何割かは、

火災警報器によって早めに火災の発生を知ることができたなら助かった可能性があったと考えられます。このため、今回この就寝中火災の被害者を無くすことを目的として、寝室などにおける火災警報器の設置を中心とした内容が義務づけられました。つまり住宅火災から、多くの人の命を守るため、火災警報器の設置を行なうのです。

■義務化の時期

既存住宅は
平成21年6月1日

町内にあるすべての一般住宅、共同住宅、長屋など、これまで自動火災報知設備の設置が義務づけられていないなかつたすべての住宅について、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。時期につい

■設置する場所

①普段就寝している寝室の階段
②就寝に使用する部屋のある階段
③階段のある住宅は、階段の最上部の天井
④各階で7m（約2坪（4畳）以上ある廊下

※住宅用火災警報器設置例参照

では、新築住宅が平成18年6月1日、既存住宅については、平成21年6月1日には設置が必要になります。なお新築住宅とは、入居の時期が平成18年6月1日以降の住宅をいいます。このため、平成18年6月1日以降に新築される住宅については、建てたその日から設置が必要になります。また、既存住宅へ増築した場合は、新築とは扱われず既存住宅の扱いになりますので、平成21年6月1日には設置が必要になります。